

広島県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十二年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道金田平和線	庄原市口和町金田字下金田二四九番六地先から 庄原市水越町字大田二一八四番二地先まで	平成二十二年六月一日